

平成27年4月22日

1 趣旨

この要項は、学校教育法第42条・第43条、学校教育法施行規則第66条・第67条・第68条及び県立学校の管理に関する規則第3条の2に基づき、教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、及びその評価の結果を踏まえた生徒の保護者その他の学校の関係者による評価を行い、並びにこれらの評価の結果を公表等することにより、教育活動のその他の学校運営の改善を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 目標設定、評価項目及び指標の設定等

- (1) 校長は、学校教育目標を達成するため、中期的な学校経営の方針を策定するものとする。
- (2) 校長は、学校経営の方針に基づき、各年度において重点的に取り組む目標又は教育計画を具体的かつ明確に定めるものとする。
- (3) 校長は、学校経営の方針を策定し、目標又は教育計画を定めたときは、所属するすべての教職員に周知し、共有を図るものとする。
- (4) 校長は、設定した目標又は教育計画に基づき、評価項目を設定するものとする。
- (5) 校長は、評価項目について、その達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するために必要な指標を設定するものとする。

3 実施体制等

(1) 実施計画

校長は、教育活動について、自己評価及び学校関係者評価を実施するための実施計画を策定するものとする。

(2) 組織等

- ① 校長は、自己評価及び学校関係者評価に関する実施要項を定めるものとする。
- ② 校長は、自己評価及び学校関係者評価の実施体制を整備するため、評価委員会を設置するものとする。
 - ア 評価委員会は、学校評価委員会をもってこれにあてる。
 - イ 学校関係者評価委員会は、学校評議員およびPTA会長をもってこれにあてる。

(3) 実施事務

- ① 評価委員会は、校長の命を受け、評価の実施に係る事務を遂行するものとする。
- ② 役割分担については、実施計画による。

4 実施者

- (1) 自己評価①（教職員アンケート） 全教職員
- (2) 自己評価②（分掌評価） 各分掌
- (3) 生徒・保護者共通アンケート 全在籍生徒，在籍生徒の全保護者
- (4) 学校関係者評価 学校評議員及びPTA会長

5 実施回数

自己評価、生徒・保護者共通アンケート及び学校関係者評価ともに，年1回とする。

6 実施時期

- (1) 平成27年4月から平成28年3月までとする。
- (2) 実施日程については，実施計画による。

7 実施手順

- (1) 実施計画による。

8 公表等

校長は，学校ホームページや広報誌等に掲載し，適切な機会を通して保護者等に説明するものとする。

9 評価結果の反映等

校長は，自己評価及び学校関係者評価の結果及び今後の改善方策を学校経営の方針等に反映させ，及び具体的な取組の改善を図るものとする。

10 報告

校長は，自己評価及び学校関係者評価に係る報告書を3月末日までに教育長（高校 教育課扱い）あて提出するものとする。

附則

- 1 この要項は，平成24年4月1日から施行する。